



# これからの理学療法士養成に 求められること

—理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則改定の  
背景と改定内容について—

万行 里佳

Rika MANGYO

保健医療学部理学療法学科教授



## 1 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則改定の経緯

本稿では、主に理学療法士の理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則改定（以下、指定規則改定）の背景や目的及び理学療法学科でのカリキュラム変更などの対応について、概説します。

理学療法士とは、ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する職種です（日本理学療法士協会ホームページより抜粋）。医学的リハビ

リテーションに欠かせない専門職であり、平成29年における日本の理学療法士国家試験合格者は累計15万人を超えました。

近年、我が国では、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築等により、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が大きく変化してきています。また、理学療法士及び作業療法士の学校養成施設のカリキュラムにおいて、臨床実習の実施方法や評価方法が各養成施設で様々である実態を踏まえて、臨床実習の在り方の見直しをはじめ質の向上が求められています。

このような社会の変化や臨床実習の見直しの背景や要因があり、平成11年にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われなかった理学療法士

作業療法士の学校養成施設指定規則ですが、平成30年10月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）の一部を改正する省令が交付されました。この改定は、令和2年4月1日より実施され、令和2年度の入学者から適用されます。現在、理学療法学科および作業療法学科ではこの令和2年度から施行される指定規則改定に伴う申請や準備が進められています。

## 2 指定規則改定の背景

指定規則改定の要因となった「地域包括ケアシステムの構築」および「臨床実習の課題と規則改定における対応」について解説します。

### 1) 地域包括ケアシステムとは

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる令和7年（2025年）以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。そのため令和7年を目途に、厚生労働省では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制すなわち、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目指す地域包括ケアシステムの構築において、特に地域リハビリテーションが重要な役割を担っており、理学療法士及び作業療法士の活躍が重要となってきます。そのため、今後、国民の信頼と期待に応える質の高い理学及び作業療法士の養成が期待されています。

### 2) 臨床実習の課題と規則改定における対応

臨床実習における課題の1つは、臨床実習時間外に多くの課題を行うなど学生の負担に関する問題です。2点目として、臨床実習において病院などの実習施設で学生の指導を担当する理学療法士、つまり、臨床実習指導者

の育成に関する課題が挙げられています。

臨床実習における学生の過負荷について、「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」が行ったアンケート調査では、75%以上の学生等が臨床実習中に「毎日自宅に持ち帰り課題を行っていた」と回答し、「自宅で課題に費やす1日あたりの時間数」について60%以上が「3時間以上」であったと回答していました。このような臨床実習での学生の負担を軽減するために、指定規則改定では、臨床実習1単位の時間数について、40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内と変更されました。本学では、規定を順守するために、臨床実習の1単位の時間数を現在の45時間から、令和2年度入学生より1単位40時間に変更します。

臨床実習指導者の育成については、臨床実習の方法などが学校養成施設や臨床実習施設によって様々であることなどが問題として挙げられています。そのため、理学療法士作業療法士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的として、「臨床実習指導者講習会」の開催実施が定められました。

臨床実習指導者講習会の開催指針では、実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士を受講対象者として、16時間以上のワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式の講習会が開催されます。実習施設の臨床実習指導者は、この講習会を受講し、修了しなければ臨床実習指導者として学生指導を行うことが出来なくなります。従前は、臨床実習指導者は実務経験3年以上であることが多く、特に実習指導者育成のための講習会受講の義務などはありませんでした。そのため、今後、臨床実習指導者や講習会を開催する養成校などの負担は増加することが想定されます。しかし、臨床実習指導者講習会の実施により、臨床実習における実習方法や評定の不均衡が改善することが期待されています。

### 3 指定規則改正による理学療法学科のカリキュラム変更内容について

令和2年度より施行される、指定規則改定の具体的な変更内容及び理学療法学科におけるカリキュラム改定などの対応について概説します。現行の理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則によるカリキュラムは、総単位数が93単位以上ですが、規則改定後のカリキュラムでは101単位以上と8単位増加します。本学の理学療法学科では、卒業要件に必要な単位数(128単位)は変更せずに、指定規則改定による単位数の増加を充足した変更を行います。変更科目や単位数について理学療法学科を中心に述べます。

従前より8単位増加する指定規則改定の具体的な内容として、専門基礎分野では「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の科目において、「栄養、薬理、画像、救急救命及び予防の基礎」を必修とすること、また、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の科目において、「自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解」を必修とすることとなりました。それぞれ2単位ずつ増加し、専門基礎分野の合計単位数は、4単位増加(26単位→30単位)しました。

専門分野では、職場教育を含む職場管理や職業倫理を学ぶための「理学療法管理学」(2単位)の科目が新設されました。また、「理学療法評価学」の科目において、「画像の評価」を必修とし、単位も5単位から6単位と1単位増加となりました。地域理学療法学は、4単位から3単位と1単位減となりました。しかし、地域理学療法の習得については、臨床実習に「地域リハビリテーション実習」が新設され、臨床実習の単位は18単位から20単位と2単位増加となりました。専門分野の合計単位は、53単位から57単位と4単位増加しました。

上記の改定により、専門基礎分野と専門分野それぞれ4単位ずつ増加し、必要な単位数が8単位増加しました。理学療法学科では、現在のカリキュラムより自由選択科目を減少させることで、卒業要件に必要な単位数(128単位)を変更せずに改定後の学校養成施設指定規則

の単位数を満たした新カリキュラムを文部科学省に申請しました(令和元年11月現在)。

本稿では、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則改定について述べてきました。理学療法学科の教員、教務委員であり、理学療法士の立場から、新しい指定規則を遵守したカリキュラムの作成だけでなく、規則改定となった社会的な背景や今後の理学療法士に求められるニーズなどを理解し、理学療法士養成の教育に活かしていくことが重要であると考えています。

### 4 まとめ

- ・理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令が交付された(平成30年10月)。
- ・改定理由として、臨床実習に関する問題への対処や地域包括ケアシステムの構築などにより理学療法士の役割が変化している。
- ・本学では、改定に伴う必要単位数の増加について、卒業に必要な単位数を変更せずに新カリキュラムを策定した。
- ・高齢化の進展など社会のニーズに対応した理学療法士の養成、教育が重要である。

#### 参考・引用

日本理学療法士協会 HP : <http://www.japanpt.or.jp/> (2019年11月15日閲覧)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改定する省令案について(厚生労働省指定規則改定検討会資料)

臨床実習指導者講習会の開催指針(厚生労働省指定規則改定検討会資料)

目白大学保健医療学部・看護学部 2019年度 学生便覧